

組合員 各位

宮城県歯科医師国民健康保険組合



新たな給付制限について（ご案内）

当国保組合の事業運営につきましては、日ごろ格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、歯科の保険給付に関する新たな制限に関しては、既に皆様にお示しておりましたが、これに対するいろいろなご意見やご質問を頂戴しておりましたので、具体的な実施時期を当初予定の7月1日から9月1日に延期し、その間、組合会議員の代表の方々を交えて検討を重ねて参りました。

この度、その協議の結果を別紙の「組合会申し合わせ事項」としてまとめましたのでご案内いたします。

つきましては、令和3年9月1日から適用いたしますので宜しくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、概要は下記のとおりですが、ご不明の点は事務局までお問い合わせ願います。

事務的な件につきましては職員で対応させていただきますが、診療内容等に関しては役員を通じての回答になるため、お時間を頂戴する場合がありますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

記

- 1の欠損補綴に関しては、従来通り全ての被保険者が保険給付外です。
- 2の歯周病に関しては、原則として全ての被保険者が保険給付外となりますが、4の(5)(6)(7)に該当する場合は、給付申請をすることによって認められる場合があります。
- 3の第1種組合員に関しては、原則として保険給付外ですが、4の(1)(2)(3)、(5)(6)(7)に該当する場合は、給付申請をすることによって認められる場合があります。
- 4給付申請を行う場合は、保険給付による診療と同時に手続きを進めていただきますが、不承認となった場合は国保組合から受給者に、保険給付分の返還を求めることとなります。
- 5その他の事情がある場合には事務局にご連絡ください。

(022-223-9577)

組合会申し合わせ事項

制定	平成17年2月8日
改定	平成18年2月10日
	平成21年3月10日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	令和3年4月1日
	令和3年7月24日

【歯科給付の制限について】

- 1 欠損補綴及びこれに関わる診療は、全ての被保険者に対して保険給付外とする。
- 2 原則として、次に定める項目は全ての被保険者に対して保険給付外とする。
 - (1) 全ての病名における歯科衛生実地指導料
 - (2) 歯肉炎(G)、歯周病(P・P急発)、エナメル質初期う蝕(Ce)
う蝕多発傾向者(C管理)等の慢性疾患に係る歯科疾患管理料及びその関連加算等
 - (3) (2)の傷病名における下記の検査及び処置等
 - ・歯周病患者画像活用指導料(P画像)
 - ・歯周病検査(歯周基本検査、歯周精密検査、混合歯列期歯周病検査)
 - ・スケーリング(SC)、スケーリング・ルートプレーニング(SRP)、
歯周ポケット搔爬(PCur)及びその再治療(50/100)
 - ・機械的歯面清掃処置(歯清)
 - ・歯周基本治療処置(P基処)・歯周疾患処置(P処)
 - ・フッ化物歯面塗布処置(F局)
- 3 原則として、同一医療機関内における次の場合は、保険給付外とする。
 - (1) 第1種組合員又は第4種組合員(以下「第1種組合員等」という。)の家族に係る診療。
 - (2) 第1種組合員が同一医療機関内に複数所属している場合で相互に行う診療、又、所属する第3種、第4種組合員が第1種組合員に対して行う診療。

4 特例として保険給付を認める場合

○下記に該当し、歯科給付申請書を提出して理事会で承認されたとき。

(ただし、1の欠損補綴は除く)

- (1) 一般診療を行わず「矯正」のみ取り扱っている第1種組合員等の家族に対する、他の機関での診療。
- (2) 閉院その他の事情で診療を行っていない第1種組合員等の家族に対する、他の機関での診療。
- (3) 一般の歯科医療機関での治療が極めて困難で、特殊な治療等を要する場合の第1種組合員等の家族に対する、他の機関での診療。
- (4) 第2種・第3種組合員の家族に対する診療。
- (5) 歯周外科を必要とするような重度歯周病。
- (6) 要介護等、寝たきり、外出禁止の入院等により訪問診療を行わなければならない状態における歯周病治療とその管理。
- (7) 重篤な全身疾患における周術期等口腔機能管理。
- (8) その他、特別の事情があるとき。

○マル学マル遠の届けをした被保険者。

(ただし、欠損補綴、歯周病関係の給付費は返還)

【保険料の負担について】

- 1 雇用主である第1種組合員等は、雇用する第2種、第3種組合員及びその家族にかかる保険料（介護保険料を含む）の2分の1を負担するものとする。

附則

この申し合わせ事項は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この申し合わせ事項は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この申し合わせ事項は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この申し合わせ事項は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この申し合わせ事項は、令和3年9月1日から適用する。

